

総務省独立行政法人評価委員会（第27回）

平成21年4月9日（木）

【竹井官房政策評価広報課長】 それでは、関係者の皆様お集まりでございますので、森永先生よろしくお願いたします。

【森永委員長代理】 皆様おはようございます。

では、ただいまから第27回総務省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

ほんとうに今日は皆様、ご多忙のところお集まりくださりましてありがとうございます。

本日の委員会は、本年2月20日をもって堀部委員長が任期満了により退任されました。それからまた、2月21日付で行われました委員の改選後、最初の委員会でもありますので、新委員長が選出されるまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

定足数についてなんですが、本日は委員14名中、9名の方が出席をされておりますので、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第1項で定める定足数を満たしております。

では、まず新任の委員のご紹介をさせていただきます。

2月21日付で当委員会の委員にお二人、新しく就任していただいております。お一人は、統計センター分科会ご所属の椿委員でございます。椿委員、では一言どうぞ。

【椿委員】 統計センター分科会にこれまで専門委員として所属しておりました、統計数理研究所の椿と申します。今回この本委員会のほうに所属させていただきます。まだなれないことがあるかと思えますけれども、微力ながら務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【森永委員長代理】 どうぞよろしくお願いたします。

もう一方でございますが、情報通信・宇宙開発分科会ご所属の根元委員でございます。

【根元委員】 東北大学の根元でございます。教育と情報システム担当の理事をさせていただきます。私も専門委員会を務めさせていただきましたけれども、今回から委員ということでございます。よろしくどうぞご指導のほどお願したいと思えます。

【森永委員長代理】 どうぞよろしくお願いたします。

では、続きまして、田中官房総括審議官から一言ごあいさつをお願いたします。

【田中官房総括審議官】 官房総括審議官の田中でございます。一言ごあいさつをさせ

ていただきたいと存じます。

今日はこのように評価委員会のためにお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。また、平素から独法評価等につきまして、ご懇切なるご指導をいただいておりますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

ちょうど新しい年度も始まりましたので、20年度に行われました各独法の業績評価というようなことも今後精力的に進めていただかなければならないというような状況でございます。それに際しまして、先ほど委員長代理からございましたように、2月20日付で前の堀部委員長がご退任なされておまして、その後の体制が空席ということになっておりますので、新しい体制のもとでしっかりと仕事に取り組んでいけるように、今日、ご審議をお願いしたいと存じております。

どうぞよろしく願いいたします。

【森永委員長代理】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元に配付させていただいております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議題の1でございます。まず、委員長の選出をお願いしたいと思います。総務省独立行政法人評価委員会令第4条第1項の規定によりまして、委員長は委員の皆様のご互選により選任することとなっております。それで恐縮ですが、どなたかご推薦いただければありがたいんですが。

【下和田委員】 私のほうから推薦させていただけたらと思います。

これまでの委員長代理としてのご実績、あるいは情報通信・宇宙開発分科会長としてのご活躍やご経験にかんがみまして、森永委員長代理に委員長をお願いするのがよろしいのではないかと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森永委員長】 よろしゅうございますか。

大変恐縮でございます。それでは、皆様ご異論ないようでございますので、委員長を引き受けしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今、選んでくださったんですが、大変な大役であると深く認識いたしております。ご承知のように、我々担当いたします総務省独立行政法人評価委員会を対象といたします法人、5つございます。これはいずれも我が国にとりまして大変重要な業務を行っているところでございます。

それを私たち評価をさせていただくわけでございますので、その任務は大変なものだと思っております。どうか皆様方の絶大なるご協力、ご審議等いただきまして、私の与えられました職務を全うできれば幸いかと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いたします。

それでは、議事を進めてまいります。

次なんでございますが、私が委員長として行動できない場合の代行をお願いする、委員長代理を決めさせていただきたいと思っております。委員長代理は総務省独立行政法人評価委員会令第4条第3項の規定によりまして、委員長が指名することとなっておりますので、私から恐縮ですが指名させていただきたいと思っております。

委員長代理には、平和祈念事業特別基金分科会長の亀井委員をお願いしたいと思っておりますが、亀井委員、よろしゅうございましょうか。

【亀井委員】 お引き受けさせていただきます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

それでは、亀井委員に委員長代理をお願いすることにいたします。どうぞ亀井先生、こちらの席に。

では、次の議題の(2)に移らせていただきます。

各分科会における審議経過及び審議状況の報告についてでございます。前回親会以降の各分科会におけます審議経過及び審議状況についてご報告いただきます。ご質問等につきましては、各分科会からの報告の最後に行いたいと思っております。

平和祈念事業特別基金分科会におかれましては報告事項がございませんので、まず、情報通信・宇宙開発分科会での審議経過、それから審議状況についてご報告いたします。

情報通信・宇宙開発分科会会長、これは私がさせていただいておりますので、私からご報告をいたします。

ご報告の内容でございますが、大きくは2つあるんですが、1つは、情報通信・宇宙開発分科会長の互選を行いましたということでございます。情報通信・宇宙開発分科会におきまして3月に文書審議を行いました。互選の結果、私が分科会長に選出されました。そのご報告が第1点でございます。

それから2点目は、JAXAの中期計画の変更です。JAXA、いわゆる宇宙航空研究開発機構の中期計画の変更については、資料1-1に基づいて私のほうから概要をご説明いたします。

平成20年に成立いたしました、いわゆる研究開発力強化法等を踏まえまして、JAXAより中期計画変更案が文部科学大臣及び総務大臣あてに提出されたことから、宇宙航空研究開発機構部会及び情報通信・宇宙開発分科会におきまして、3月に文書審議を行い、承認いたしました。

変更案の主なポイントは2つございまして、1つは競争的研究資金、それから受託研究、もしくは共同研究のための民間からの外部資金によって雇用されている任期付職員等、一定の条件を満たす人に係る人件費につきましては、削減対象の人件費から除くことといたしております。これが1点目です。

2点目は、平成22年度におきまして事務及び技術職員のラスパイレス指数を120以下となることを目標として規定したということです。

このラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準と各種法人の給与水準との比較を示した指数でございまして、ラスパイレス指数は国家公務員の給与水準を100としております。これを120以下とするものです。ちなみに、平成19年度のJAXAの給与水準は123.4となっており、国家公務員の給与水準を100としますと、23.4、つまり、JAXAの給与水準が上であるということになります。これを今回の中期計画変更案において120以下となることを目標とするということです。以上が変更案の主なポイントの2点でございます。

それから、具体的な変更内容につきましては、資料1-2に記載しております。左側が変更前の中期計画、右側が変更後の中期計画、目を通していただければ幸いです。

この分科会からは、以上がご報告ということになります。

それから、続けましょうか。次は、最初、各分科会の報告を先にさせていただきます。

次は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会での審議経過及び審議状況についてご報告をいただきたいと思っております。これは下和田分科会長ですね。どうぞよろしく申し上げます。

【下和田委員】 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会会長の下和田でございます。それでは、私のほうから当分科会における審議経過、それから審議状況についてご報告をいたします。

配付の資料2というのがあると思っておりますけれども、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の審議経過及び審議状況の報告についてという資料でございまして、これに沿ってご報告申し上げたいと思っております。

本分科会では、平成20年8月の親委員会開催の後、平成21年3月に第6回会合を開催しております。審議内容は3点ありますけれども、まず(1)の平成21年度長期借入金及び償還計画についてでございます。機構では総務大臣の認可を得て長期借入金をすることができ、その際、総務大臣が認可する前に評価委員会の意見を聞かなければならないということで、当分科会に意見聴取がなされ議論されましたが、特段意見なく了承されております。なお、借入金等に関する事項につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第9条の規定により、この分科会の議決が評価委員会の議決とされております。

次に(2)政策評価・独立行政法人評価委員会による平成19年度郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務実績評価に対する意見についてでございますが、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見について、機構側から現状とそれから対応方針についてご説明をいただきました。

それから、3番目の(3)平成19年度郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務実績評価に対するフォローアップについてでございますが、平成20年度業務実績評価に向けまして、平成19年度の分科会による業務実績評価のフォローアップをするため、機構側から分科会の指摘事項に関する対応方針につきましてご説明をいただきました。政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見及び平成19年度業務実績評価などにも留意しながら、平成20年度につきましてもしっかりと業務実績評価を行ってまいりたいと思います。

以上、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会における審議経過、審議状況についてのご報告とさせていただきます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

では、次でございますが、統計センター分科会での審議経過、審議状況につきまして、これは佐藤分科会長代理、お願いいたします。

【佐藤委員】 佐藤のほうから報告させていただきます。

先日、分科会長が辞任されたために、本日は分科会長代理の私からご説明させていただきます。統計センター分科会におきまして、統計センター分科会長の互選及び、統計センターの中期目標及び中期計画の変更の2点について、2月下旬になりますが、文書開催にて審議いたしました。

まず1つ目の議題であります分科会長の互選についてですが、本分科会につきましては2月20日をもって各委員の任期が満了いたしました。これに伴い空席になった分科会長

を互選する必要が生じ、互選の結果、篠塚委員が分科会長に決まり、私が分科会長代理に指名されました。しかし、その後篠塚委員が人事官に就任され、それに伴って評価委員会委員を辞任することになったために、現在分科会長は空席となっております。今年度の評価作業開始までには再度互選する予定としております。

次に、もう一つの議題であります中期目標・中期計画の変更についてです。統計センターの第2期中期目標・中期計画につきましては、平成20年度からの5年間のものを昨年策定いたしましたところ、当時統計法の全面施行、今年の4月でございますが、の後に、センターが行う事務の内容が一部未定だったために規定できなかった部分がありました。今般当該事務が明らかになったことに伴い、所要の修正を行う必要が生じたものです。修正内容は、お手元の資料3のとおりでございます。

ポイントは以下の2項目でございます。

1つは、国内のすべての事業所、企業を対象とする調査である経済センサスを国勢の基本に関する調査として位置づけると。センサスというのは、辞書を引きますと「全数調査」というふうに書いてございます。

2番目が、統計法施行令において、センターが実施することが規定された一般からの委託に応じた統計の作成、匿名データの提供、統計データアーカイブの運営について、統計法施行後は当該事務を適切に行うという旨の記述を追加いたしました。特に分科会においては変更に関して特段意見なしと、変更は適当であるということでした。

以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

これで3つの分科会からのご報告が終わったんでございますが、委員の先生方、ただいまの各分科会の説明に対して、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

佐藤委員、私はよくわからなかったんですけども、経済センサス、これはあれですか、こういう分野においては一般要望みたいなのはやっているんですか。パッと見たときにわからないんですけども。

【佐藤委員】 これちょっと、経済センサスというのがホームページ等で調べますと、昔の事業所統計というのの延長でございまして、それが名前を変えたということで、大体昔は3年ごとだったんですが、今は5年ごとに変わっているということで、近々でいうと21年度に調査があって、その後23年度に調査、それから以降は5年ごとというふうに記述されておりますので、飯島さん、ちょっと補足があればお願いします。

【飯島統計局総務課長】 今、佐藤先生のお話にありましたように、以前は事業所・企業統計調査という調査で、国内のすべての企業・事業所を対象に調査しておりました。GDPの推計精度を上げる観点から、統計の分野で長く課題になっておりました、現状ですとなかなかサービス関係の新しい産業の経理状況がわからないので、最終的には国内のすべての企業の経理状況まで調べようということで、調査を衣がえいたしまして、今年、1回目の経済センサスを行います。今年はまだ経理事項は調べずに、まず国内の企業と事業所の情報をすべて、どこにどういう企業があるかと、それをまずきちんと把握をしまして、その後23年度に全事業所、企業の経理事項も含めた全数調査を実施しようということで計画をしております。

今後は5年間の間に所在情報をきちんと調べる調査と、それから経理情報をきちんと調べる調査と、おそらく5年間の間にそれぞれ1回ずつ調査をしていくということで、これが実現しますとかなりGDPの推計精度も上がってくると言われております。

【森永委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【根元委員】 質問ですが、JAXAで研究員の人件費を削減対象となる人件費から外すことはすごくいいことだと思います。JAXAとして、国としてのミッションがあって、そのためにどうしても研究者は確保しなければいけなくて、そのために人件費が必要だったと思うのですが、過去の分については削除の対象になっていたのでしょうか。

今回の改正は非常に研究を遂行する意味でいいと思うのですが、18年度から去年まではどうだったのか、その状況を教えていただければと思います。

【森永委員長】 それについては、どなたかお願いできますか。

【児玉技術政策課長】 今おっしゃったように、削減の対象になっていたということでございます。

【根元委員】 ありがとうございます。

【森永委員長】 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

じゃ、この報告事項は終わらせていただきたいと思います。

では、次のその他に移らせていただきたいと思います。

ここでは、12月及び1月に政策評価・独立行政法人評価委員会から出されました二次評価、及び本年度に行う平成20年度の実績評価に関する評価の視点なんですけど、これに

ついて事務局よりご報告をいただきます。

では、竹井課長、お願いします。

【竹井官房政策評価広報課長】 それでは、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、委員の皆様には日ごろから独立行政法人の評価に関しまして多大なご尽力をいただいております、この席をお借りいたしまして改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、年度も改まりまして、これから始まります20年度の評価に備えるべき時期となつてまいりましたので、私からは独法評価に関する最近の動きにつきまして、議事次第の「4、その他」にありますように、(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会の二次評価、それから(2) 政独委の「評価の視点」の2点について説明させていただきたいと思ひます。

まず1点目は、昨年度に実施、提出いたしました平成19年度の独法評価に関する政独委からの二次評価についてです。これから行います20年度評価には、この政独委二次評価結果を反映していただくことが重要と考えておりますので、その二次評価結果の内容につきまして、改めて簡単に概要を述べさせていただきたいと思ひます。

それから2点目は、このほど3月末ですが、政独委より通知されました「20年度二次評価に関する視点」についてです。今後政独委が二次評価を行っていくに当たりまして、基本的な視点や留意点が述べられておりますので、これにつきましても概要を説明させていただきたいと思ひております。

いずれの点につきましても、これから行います平成20年度の独法評価に際して、当評価委員会、各分科会において十分に留意、配慮してお取り組みをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に1点目の政独委二次評価結果についてです。これは皆様ご承知のとおり、平成19年度の評価書を、まず昨年8月に当委員会から政独委に提出いたしましたわけです、これに対しまして政独委の二次評価の結果が、全体に関するものにつきましては昨年11月に当評価委員会に通知されました。

すいません、ちょっと遅くなりましたが、今、私が説明する資料は参考資料の1から5にかかわるものでございますので、その辺を適宜ご参照いただきながらお話を聞いていただければと思ひております。

それから、その後、昨今重要課題として取り上げられております独法の契約適正化に関

するものにつきましては、本年1月に通知されてきております。それは参考資料の2のほうでございます。

まず参考資料1の平成19年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見には、当省所管の独法全体についての共通の項目といたしまして、大きく5つのことが指摘されております。なお、これらは他府省の評価委員会の評価結果についてもほぼ同様な指摘がなされており、総務省評価委員会のみへの指摘ということではございません。

まず1つ目は、5ページのほうにございますが、評価の基準の明確化でございます。評価の基準をより客観的かつ明確なものにするとともに、評価の結果につきましてもその理由や根拠等をよりわかりやすくするよう求められております。

2つ目は、6ページにございますように、独法の保有資産の見直し状況について適切にチェックすることが求められております。

3つ目は、同じく6ページの官民競争入札の活用につきましての評価です。官民競争入札の活用について評価項目、評価指標などを工夫しつつ、評価を進めてほしいということでございます。

それから4つ目、同じく6ページでございますが、内部統制に関する評価についてです。内部統制の体制整備状況に関する評価のみではなくて、内部統制のために構築した体制、仕組みの運用状況についての評価も行うことが望ましいとされております。

最後に5つ目、7ページでございますが、給与水準、総人件費改革の件でございます。給与水準につきましては特に国家公務員に比べ給与水準が高い法人、国の財政支出の大きい法人などにつきましては、国民に対する説明責任、社会的な理解が得られる形となるよう評価をいただきたいという旨の意見が述べられております。

また、総人件費につきましては、5年間で5%以上の削減を達成するための展望を明らかにした上で、法人の取り組みを促すような評価を行うことが必要であると指摘されております。

以上の共通事項に加えまして、それぞれの独法に関する個別の指摘もなされておりますので、20年度評価に当たっては、それらを含めてご対応をお願いしたいと思っております。

続きまして、参考資料の2でございますが、平成19年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）でございますが、これ

は契約の適正化に関する二次評価が先ほどご説明いたしました参考資料1の二次評価とは分離されて、本年1月に通知されたものでございます。

このように分離されましたのは平成19年秋以来の、政府の入札契約の一層の適正化の取り組みの中で、独法評価委員会の事後評価が、契約事務の監視体制の強化の一つとして位置づけられ、その重要性にかんがみて、政独委の二次評価におきましても契約の適正化が通常の業務実績評価とは分けて検証・評価が行われたということによるものでございます。

昨年度当委員会におきまして、契約の適正化に関する評価を行うに当たりまして、本格的な評価活動がスタートする前の平成20年6月の段階で、ガイドラインとなります委員長通知を当時の当委員会委員長より各分科会長あてにお送りさせていただきました。そして、その委員長通知を踏まえて評価活動を進めていただいたというところでございまして、その点につきまして皆様方のご尽力に感謝しているところでございます。

本年1月の、今申し上げました政独委の契約の適正化に関する二次評価のポイントとしては、次のような点が挙げられます。1つは、契約に係る規程類に関する評価でございます。つまり、契約に関する規程類の整備内容の適切性に関する評価を実施することの重要性が指摘されております。また、個々の契約の合規性等に関する評価についても言及がなされております。これらについても個別に指摘を受けた法人につきましては、20年度評価に当たって適切な対応をお願いしたいと思っております。

続いて大きな2点目でございますが、平成20年度独法評価の実施に関する評価の視点についてでございます。これは参考資料の3から5のほうをごらんいただきたいと思っております。これらの文書は、この3月末に政独委から各府省独法評価委員会あてに送付されたものでして、別途私ども事務局から各分科会あてに送付させていただきましたが、本日はその写しをここに配らせていただいております。これらはいずれも、政独委が今後の二次評価を実施する際の視点、留意点として取りまとめたものでございまして、各府省の評価委員会においても、評価の実施の際に参考にしてほしいという趣旨で送付されてきたものでございます。

まず、参考資料の3でございますが、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点でございます。これは1ページの基本的視点と、2ページ以降の個別的な視点から構成されております。

特に個別的な視点におきましては、2ページに財務状況、それから3ページに保有資産

の管理の運用等、4ページに以降に人件費管理、契約、内部統制、関連法人などにつきましてそれぞれの項目における評価の視点が、重点チェック項目風に並べられております。それぞれの独法によりまして特に重きを置くべき項目は異なるかと思いますが、本評価委員会各分科会における評価の視点として、大いに参考になるものと考えております。

続きまして、参考資料の4でございますが、平成20年度業務実施計画の具体的な取り組みについてをご覧いただきたいと思っております。

これは政独委の独法評価分科会のほうで作成したものでございまして、先ほどお話ししました評価の視点を踏まえて、二次評価に当たって特に留意すべき具体的事項を取りまとめたものでございます。

ごらんいただきますと、評価の視点の各項目に対応する形で留意事項が挙げられているのがおわかりになるかと思っております。しかも、それぞれの留意事項は箇条書きで、具体的かつ詳細に示されております。政独委では、20年度の業務実績評価はこれらの評価の視点と、具体的取り組みに当たっての留意事項に沿って行うとのことでありまして、当評価委員会、分科会にとりましても具体的な評価活動を行っていく上で、貴重な情報であると考えております。先ほど申し上げました19年度の二次評価結果ともあわせて、これから始まる20年度の評価活動にぜひご活用をいただければと思っております。

最後に、ちょっと性質は変わりますが、参考資料5の役員の退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明等についてでございます。

これは政独委の独法評価分科会が平成16年7月に定めた役員退職金に係る業績勘案率に関する方針につきまして、これまでに蓄積された事例等をもとにいたしまして、具体的な補足説明を加えたというものでございます。また、資料の後ろから3ページ分は、検討の手順をフローチャートを使って、わかりやすく解説したものが添付されております。これまで分科会等における業績勘案率の検討に際してのよりどころは、先ほど申し上げた方針と過去の事例しかございませんでしたが、この資料を活用することによりまして、より精緻な検討が行えるものと思っておりますので、ご利用いただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。今後の評価の過程で、内容についてご意見、ご質問等が生じましたら、ご遠慮なく事務局あてにちょうだいできればと思っております。

それから、すいません、最後に連絡事項でございますが、今後の会合開催に際しまして、委員の皆様には大変お忙しいと存じますので、なるべく早めにご都合等の照会をさせていただき、開催日を少しでも早くご案内できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

短時間でかなりの内容をご説明いただいたんですが、なかなか追いついていけないところもあったんですけども、要は、参考資料の1、それから2は、結局19年度における評価をしたと、我々のですね。評価に対しての、また評価結果を。

【竹井官房政策評価広報課長】 はい、そうです。総務省の独法評価委員会が出した評価に対する政独委の二次評価という。

【森永委員長】 二次評価ですね。これが参考資料の1であり、2であると。これに基づいて20年度、21年度と、こう多分なっていくと思いますけれども、この辺も念頭に置きながら評価をすべきであるというふうに取り受けるべきですね。

【竹井官房政策評価広報課長】 はい。

【森永委員長】 それから、参考資料の3は、これは評価の視点だから、今後こういうような見方で評価をなさうという、そういうことですか。

【竹井官房政策評価広報課長】 そうですね。今後の政独委の評価する見方といいますか、こういうふうに政独委としては評価していくので、その辺を踏まえて各省の独法評価委員会でも評価をしてくださいと、その参考にしてくださいということでございます。

【森永委員長】 参考ですわな。ただ、各法人を直接評価、まずはさせていただくのはこの委員会ですよ。

【竹井官房政策評価広報課長】 そうでございます。

【森永委員長】 それはそれなんだけれども、政独委の評価、これにやはり従わにゃいかんと、そういう強い意味ですか、これは。

【竹井官房政策評価広報課長】 それはですね、参考資料の例えば頭紙、一番初めの紙をごらんいただくとわかるんですが、そこの3行目でございますが、「各府省独立行政法人評価委員会の評価の参考に供すべく」というふうになっておりますので、そこは若干、ニュアンスとしては弱いというのも変ですが、参考にしてくださいという意味だとは思いません。

【森永委員長】 なかなか、だけど、政独委の視点に沿わなければ、結構また、この評価に対して二次評価のことでいろいろ……。

【竹井官房政策評価広報課長】 はい、二次評価のほうには厳しい、または指摘がなさ

れるということになると思います。

【森永委員長】 やりにくいと言えばやりにくいなあ……。

それから視点があって、それから、それで二次評価に当たって、またそれに対しての留意すべき事項というのがまた来るんですな、これ。

【竹井官房政策評価広報課長】 参考資料4のほうが具体的取り組みということで、ごらんいただくとわかるんですが、かなり具体的に中身を細かくチェックするポイントを記しているものでございます。

【森永委員長】 わかりました。

委員の方々いかがでしょうか。

【佐藤委員】 よろしいでしょうか。

佐藤でございますけれども、6年ぐらいいちよっと評価委員をさせていただいて、その中で感じているんですけれども、スタートのときに、効率化ということで独立行政法人ができたよと。民間的な考えもちょっと入れていって、評価をして、成果が出れば何らかのフィードバックをしようよと。福利厚生に使ってもいいし、というようなことでスタートしてきて、数値的には大体目標を達成してきたかなと。それが6年たって、インセンティブが何かというとなんもありませんよね。

そういうことなので、頑張りましょうということで年間1%ぐらいいづつの合理的なこととはしてきたよと。これから先にまたこうやって、やっついこうよと。これが次の5年という、もうちょっと統計センターで言えば、物によっては15%とかという数字も出ていまして、やはりセンターの皆さんにインセンティブを何か与えたらどうかというご提案なんですけれども、何がいいかわからないんです。

だから今までは無駄していたんだからということだけじゃ人は動かないかなということ、民間でもインセンティブというものは必ずセットであるということ踏まえて、世の中が認める独法としてのインセンティブを、ぜひ各分科会から提案してもいいし、何か皆さんが納得できるようなものをぜひ設定していただきたいなということのお願いでございます。

【森永委員長】 各法人に対しての先生おっしゃるインセンティブというのは、業務ですよ。法人の業務に対して……。

【佐藤委員】 効率化を図ったと。要するに予算に対して、予算の中といたしましょうか、今何が問題かという、予算がありましたと。効率化をすると翌年度の予算が減らされち

やうんですね。というマイナスのインセンティブが働いちゃっているということなので、そうじゃないんだと。効果が出たら、例えばちょっと海外に同様な組織があれば、その研修所に行って見聞を広めるとか、何か今までにないような勉強をしてみるとか、そういうものだったらいいんじゃないかなと思うんです。

そういうようなフィードバックの道をつくったらどうかなというふうにお願いをしたいなど。

【森永委員長】 なるほどね。そういうことはあれですか。もう簡単にできることなんですかね。例えば我々の評価で、評価差し上げるときに、そういうような内容を含めて今後こういうことで、こういうふうにやればいいんじゃないですかというような。それは我々のほうで提言というのかな、それは、そうしていけばいいことなんですかね。どうでしょうかね、委員の方々。

まあ、それはできると思います。ですから、その辺も含めて、それからいろいろこれは二次評価のことについて来ていますので、これも参考にしないといけないし、だからといってあまり厳しい評価ばかりしていたのじゃ、佐藤委員がおっしゃるようにインセンティブも何もないというのもおかしい話ですから、バランスよく我々これから扱っていかないといけないかなと思いますが。

どうですか、よろしいですか。ご意見ございますか。

【根元委員】 評価というのを数値的な目標を与えてしまうと、画一的になってしまうんですね。機関が目的とかも違うのにもかかわらず、ある数値目標が出てしまうと、それをクリアしているかクリアしてないかで、いいか悪いかになってしまう。ですから、評価するときには気をつけなきゃいけないのは、その機関の持っている役割ですよ、それを我々やはり十分考えて、国民のためにとっていいかどうかという議論が必要だと思うんです。

そうすると、きょういただいたような二次評価に対するご意見というのは、何か画一的に評価しなさいというように見えるのですが、その辺はどうなんでしょうかね。画一的に評価しないのはおかしいみたいな議論に見えるのですが、それはあまり気にしなくていいんですかね。

【森永委員長】 竹井さん、どんな感じですか、その辺は。

【竹井官房政策評価広報課長】 基本的には、やはり数値目標等を立てて、それにということだとは思いますが、ただ、先生今おっしゃったように、各法人にはそれぞれのミ

ッションがあって、それぞれの事情で達成できないのも無理はないという場合もあるわけでございまして、そういう場合はそういう方向で評価をすれば、評価をしていって、それが最終的には、それは公開されるわけですので、それは国民にとって納得できるものであるかということになっていくとは思いますが。

やはり一次的にはどうしても、まず政独委からは横並びで、1つの基準みたいなものを示されますので、おっしゃるように画一的だという印象はあるかもしれませんが、そこはやはり各独法のある程度、独自性というか、そういうものは当然評価の際に考慮されてしかるべきだとは思いますが。

【森永委員長】 だからこの政独委から出たやつは、スタンダードなカイドラインというふうに我々解釈して、もちろん各法人には法人の事情とか、目指すべき目標が当然違うわけでありまして、数字だけでは評価ができないものもたくさんあるわけですから、これはこれで我々のほうで注意をして、そういう数字以外の評価ですか、将来に関する、これはこれで自由にお伝えしていてもいいと僕は思います。

そのときにまた政独委との意見の相違というのが出てくるかもわからないけれども、そうなったときにはどうなるか知りませんが、今のところはわかりませんが。

あちらの二次評価があって、それに対して我々が見て、ちょっとこれもおかしいんじゃないとか、そういうのは、そんな深刻なことはあるのかな。よろしいかな、その辺は。

【竹井官房政策評価広報課長】 二次評価の際も一応私どもの事務局、あるいは各分科会の事務局のほうにも、まず原案は投げられるような形になっておりまして、そこで事実の認識の間違ひとかも当然あるわけですので、調整はさせていただいているというのが毎年のやり方ではございます。

【森永委員長】 わかりました。それでは、特段ほかご意見、ご意見ありますか、どうぞ。

【奥林委員】 すいません、奥林と申します。

契約の適正化、つまり随意契約について分科会の中でもいろいろ議論が出ました。ここでは、最近の世論の一般的動向として、いわゆる競争入札を増やさない、随意契約を少なくしないというのは一般論としてはわかるんですけども、しかしそれぞれの個々の業務の内容になってきますと、非常に特殊な業務があって、そして一般競争にはなじまないというふうなのがかかり出てきます。

今日の参考資料2のところの15ページにまとめて、総務省管轄内の独法の契約状況が

数値として出ておりますが、いわゆる随意契約とか、あるいは1社入札という、こういう数値が出ています。これが出ていますと、平成18年度と19年度と比べてみますと多少は改善はされているんですけども、しかし、やはり業務の性格上どうしても随意契約にならざるを得ないというふうな場合があると思います。

逆に言いますと、ここでは競争入札を増やすことによって随意契約を減らそうということなんですけれども、逆にこういった場合は随意契約として認められますという、いわば随意契約を肯定的に認めるような諸条件がなかなか提示されにくい、一般論としてはですね。ですけれども、もしガイドラインとして設定されるのであれば、やはりこういう場合には随意契約というのは認められ得るというふうなところを明示していただきますと、判断の基準が明確になって、我々としても判断しやすくなりますので、そういう随意契約としてこういう場合には認められますという判断基準そのものをつくっていただけないかということをお願いしたいと思います。

【森永委員長】　　そういう条件、随意契約に至る場合の条件というのはあるんですか、もともと。こういう場合は許されるとか、そんなのはもともとないんですか、そういう…。

【根元委員】　　大学の場合だとないですね。金額が大きくなればほとんど。競争が基本で、随意契約にするためには、ほかにもそのメーカーしかないという断定するようなものじゃないといけませんね。

だから、世界にほんとうに1社かということを実証するとか何とかというのは必要になってくるので、規則的には難しいのかもしれないですね。

【森永委員長】　　だから、こういう場合にはしてもいいとかという、そんな基準を大体設けることは、今はもう無理なんでしょうね。

奥林先生、先生はその辺はご専門の先生なんですけれども、どうもあまりこういう場合は随意契約でいいですよというのは、そういうのはどうも逆行するようですね、今のところは。

【奥林委員】　　はい、わかりました。

【森永委員長】　　ケース・バイ・ケースでこれはご判断いただくということしかないと思いますけれどもね。

【奥林委員】　　はい。

【田中官房総括審議官】　　委員長、よろしゅうございますか。

今、二次評価と各省の独法評価の関係について各般にわたってご意見をいただいたわけでございます。私どももこの場は各省の評価委員会の場の議論でございますので、いろいろな形で二次評価のご担当のところとも、一定の緊張関係を持って取り組むべき課題については取り組んでいきたいと思っております。

数値目標という形で示されておりますものも、実は数としてはそんなに多くはございませんし、その性格については、色合いの違いが存在するように思います。例えば、数値目標の中で結構リジッドな感じがするものとしては、人件費の問題があります。私も独法の理事をやっていた経験があるんですけども、ガイドラインだよと言われても、實際上各独法にとってはその数値を守ってないと非常に厳しい評価を受ける、と従って、守らなきゃいけない規律として結構縛りが強かった印象がございます。

他方、同じような数値目標でも、例えばこれ以上の金額を一定の扱いにする場合には、きちんと説明をしてくださいというような、同じ数値目標でも説明責任を求めらるためにお示しいただいているというような数値目標もございます。ですから、数値目標といってもほんとうに縛りの強いものから、説明責任を求められるきっかけになるような数値まで幅があるというふうに考えております。

このうち、特に縛りの強いほうの数値目標につきましては、立法府の場を含め効率化に向けての非常に厳しい議論がなされることが最近増えてきておりまして、公的なお金の使い道に適正化を求められる中で、共通的なルールやガイドラインとして何らかの数値を示さざるを得なくなっているというのが、内閣全体の状況と認識しております。そのこと自体は国民の立場からみればやむを得ない合理的な面もあるというふうに思っております。

他方で、そうは言いましても、縛りをかけられるほうの法人として、どの程度の余裕度を持って泳いでいけるのかというようなことにつきましては、各々の数値目標の性格によって、泳げる範囲が大きい、小さいということが実はあるように思います。具体的な分科会でのご議論の中でもお示しできるものはお示ししながら、さっきおっしゃいましたような自由度の部分でインセンティブをどこまで実現できるのかというようなことについては、私どもも研究してまいりたいと思っております。

よろしくご指導お願いいたします。

【森永委員長】 ありがとうございます。

私どもの大学なんかでもそうなんだけれども、教員評価とか、いろいろの評価システムが入ってきまして、そんなときだって、大学だからあれだけれども、切り捨てる方向での

評価というのではなくて、やはりその評価をすることによってご本人がより改善しやすくするというような観点で評価というものをとらえているんですが、そんな甘っちょろいもんじゃないとは思いますが、やはり法人に対しての評価も、今おっしゃったような非常に厳しく見られる部分、これもあるでしょうけれども、やはり全体としてはその法人が厳しい中でも効率をよくやって、そして将来の展望が開けるように、そういうような姿勢で我々評価させていただくのが本来の姿ではないかなと思っておりまして、何でもかんでもやっつけばいいというような、それは僕はいかがなものかなとは思っていますけれども。

それぞれ見識のある委員の皆様がおそろいですので、これからバランスよく評価をさせていただきますというふうに私は思います。

それでは、いかがでしょうか、ほか、ご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、これで今のこれは4番目ですね、その他の事項は終わらせていただきます。

それでは最後、竹澤官房政策評価審議官から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

【竹澤官房政策評価審議官】 官房政策評価審議官を務めさせていただいております竹澤でございます。きょうは新しい委員長をご選任いただきまして、また椿先生、根元先生をお迎えいたしまして、新しい体制のもとでこれから仕事を進めていくことになりました。どうかよろしく願いいたします。

また、きょうは委員長の選任に加えて、実質のあるご指摘を佐藤先生、根元先生、奥林先生、それから委員長からいただきまして、なかなか難しい問題点もございますので、よく今日ご指摘の課題を受けとめまして、私どもとしても研究をしてみたいというふうに思っております。

それから、新年度に入りまして、これから先生方大変お忙しくなる時期でございます。また、委員長をはじめ諸先生におかれましてはご遠方でいらっしゃいますので、よく日程の調整などは手厚くしてみたいと思いますので、これからもどうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【森永委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、きょうご説明いただきました政独委の二次評価とたくさんございましたけれども、それらを踏まえまして、各分科会で私ども評価作業をさせていただきたいと思えます。どうぞ委員の方、よろしく願いいたします。

では、以上をもちましてきょうの会議を終了いたします。

会議資料につきましては、事務局から送っていただけるようでございますので、そのまま置いておいていただければと思います。

どうも本日はありがとうございました。